

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 地 発 第 7 9 号
令 和 5 年 7 月 3 日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
-----	--------------

企画係	
-----	--

生 活 安 全 部 長

「地域安全パトロール帳」を活用した街頭活動の強化について（通達）

本県では、平成13年から、「警ら立寄所」に「地域安全パトロール帳」を設置し、立ち寄りの都度、これにサイン等させることにより、警戒の確実化を期し、併せて住民等との対話を通じて、警察活動に対する地域社会の意見・要望や各種情報を把握しているところであるが、社会情勢の変化に鑑み、下記のとおり「地域安全パトロール帳」を活用した街頭活動の実施要領を定めたことから、各署にあつてはより効果的な街頭活動の強化に努められたい。

記

1 「地域安全パトロール帳」活用の趣旨

地域警察活動は治安確保の基盤であり、制服警察官による警ら、立番など、警察の存在を目に見える形で示すことができる街頭活動は、犯罪や交通事故の抑止に有効であるほか、県民の安心感を醸成する上で、最も効果的な取組である。

この取組の一環として、「地域安全パトロール帳」を活用し、同設置箇所に対する立ち寄り警戒の強化、声掛けの促進を図るなど、犯罪抑止に係る効果的な活動を行うことを目的とするものである。

2 具体的実施要領

(1) 設置箇所の選定

各警察署地域課長は、コンビニエンスストア等の商業施設、銀行等の金融機関、駅等の交通の要衝、公民館等の地域コミュニティの拠点、学校等の教育・保育施設、その他犯罪の未然防止及び地域住民の安全・安心の確保に効果的と認められる場所を所管区ごとに選定させること。

コンビニエンスストアについては、ニセ電話詐欺、強盗事件等の被害防止の観点から、可能な限り設置するよう努めること。

(2) 地域安全パトロール帳の作成及び設置

別添様式「パトロール表」をファイル等に編綴し、施設内のカウンター直近など、管理者等が所在し、かつ、来客などの人目に付きやすい場所への設置を要請すること。

(3) 管理者等に対する協力要請

新たに設置する場合は、管理者等に対し、設置の趣旨を十分に説明して協力を求めるとともに、従業員等に対する周知を依頼すること。

(4) 地域警察官の立ち寄り警戒等実施要領

ア 管理者等への声掛け

立ち寄り警戒に際しては、管理者や従業員等への声掛けを確実に行うとともに、適宜、要望の把握、広報資料による情報提供、防犯指導等を行い、良好な関係を維持するよう努めること。

イ パトロール表への記載

地域警察官は、立ち寄り警戒の都度、「パトロール表」に時刻、勤務員名を記載するとともに、従業員等への声掛け実施結果についても該当欄にチェックすること。

ウ 確実な警戒活動

立ち寄り警戒が形骸化することがないように、建物内外を巡回するなどの警戒を確実にを行い、不審者等の発見及び積極的な職務質問に努めること。

また、立ち寄り箇所への警ら路線や時間帯が画一的とならないよう配慮すること。

エ 活動単位相互の積極的な立ち寄り

設置箇所への立ち寄り警戒は、自身の所管区にとらわれることなく、近接する所管区の勤務員が相互に実施すること。

(5) パトロール表の回収及び報告

所管区の勤務員は、月初めに前月のパトロール表を回収し、所管区ごとに各警察署地域課長に提出して報告すること。

(6) 幹部による検証

地域幹部は、勤務員の立ち寄り警戒状況と管内情勢を踏まえて効果を検証するとともに、適宜、設置箇所の見直しを行うこと。

3 その他

既存の設置箇所について、門扉が施錠される等して施設内への立ち入りが困難な場合、その他立ち寄り警戒の必要性が低下したと認められる場合は、設置の継続について検討すること。